

新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意を！

新型コロナウイルスワクチン接種が始まります。行政機関を語った“なりすまし”の電話やメールなどに注意してください。

心当たりのない不審な送信元からメールが届いたら、メールを開いたり返信したりしないようにしましょう。

また、少しでも怪しいと思う勧誘があったら、1人で決めずに家族に相談し、その場でお金を支払ったり、契約しないようにしましょう。

今後も新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでも不審に思ったら迷わずに消費生活センターに相談してください。

相談/問合せ 大洗町消費生活センター（生活環境課内）（内線 243）
（受付時間 平日 8：30～17：00）

GWのごみ収集・自己搬入日程

月 日	収集する地区/ ごみの種類	環境組合 自己搬入
4月29日(木) (昭和の日)	東地区/可燃ごみ	8:30~11:30
4月30日(金)	西地区/可燃ごみ	8:30~16:30
5月1日(土)	休み	
5月2日(日)	休み	
5月3日(月) (憲法記念日)	東地区/可燃ごみ	8:30~11:30
5月4日(火) (みどりの日)	西地区/可燃ごみ	8:30~11:30
5月5日(水) (こどもの日)	東地区/資源 西地区/不燃ごみ	8:30~11:30
5月6日(木)	東地区/可燃ごみ	8:30~16:30

問合せ 生活環境課（内線 243～245）

「健康カレンダー」の廃止について

これまで作成しておりました「健康カレンダー」は、今年度から廃止となりました。

令和3年度の成人健診日程につきましては、例年通り全戸配布いたします。また、健康増進課が実施する各種保健事業は、広報おあらい4月号や町ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

母子保健事業については、大洗町子育て支援アプリ「あらハピ！」でも配信いたしますので、ご利用ください。

問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010

スマートフォンアプリでの 町税等の納付が始まりました。

4月から町税等がスマートフォンアプリ（スマホアプリ）を利用した納付が可能となりました。

対象税目等

個人住民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料、町営公園墓地管理手数料、水道料金、下水道使用料）

対象スマホアプリ PayPay、LINE（LINEPay）

利用方法

スマホアプリを起動し、納付書に印刷されているバーコードを読み取ってください。

※通信料は自己負担。納期限の過ぎた納付書や30万円を超える納付書の決済、コンビニなどのレジでの決済はできません。

※領収書が発行されないため、必要な方は金融機関などで納付してください。

※車検など、納税証明書の発行を急ぐ方は金融機関などで納付してください。

問合せ 税務課（内線 141・142）



救急車の適正利用にご協力をお願いいたします!!

近年、救急車の出動要請が増えています。

軽い症状でも『交通手段がない』『どこの病院へ行けばいいのか分からない』『すぐ診察してもらえ』等の不適切な理由で救急車を利用すると、病気や事故で本当に救急車が必要な方への救急車の到着が遅れ、救える命が救えなくなってしまう。

救急車を要請したほうがいいか、または、病院を受診したほうがいいか迷う場合、茨城県では、医療機関のご案内、急な病気に関するご相談を受け付けています。

救急電話相談（24時間365日受付）

おとな救急電話相談：☎ 03-5367-2365 または # 7119

子ども救急電話相談：☎ 03-5367-2367 または # 8000

問合せ 大洗町消防本部 火災警防課警防救急係
☎ 266-1119

ペットはマナーを守り正しく飼育しましょう

最近、犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。次の内容等に注意し、周辺に迷惑を及ぼさないよう飼育しましょう。

○愛犬のフン・尿の後始末は飼い主の義務です。散歩の際は、フンを袋等で持ち帰り、尿をしたところには水をかける等の処置をしましょう。

○愛犬の放し飼いは禁止されているため、逸走しないようきちんと繋ぎ、必要に応じて柵等を設置しましょう。

また、愛猫については屋内で飼育しましょう。感染症や交通事故等の危険があり、フン・尿や鳴き声などによる迷惑行為を防止できます。

○愛犬・愛猫ともに迷子になった際に飼い主が特定できるよう、飼い主の情報（氏名や連絡先等）を記載したものを首輪に付けておく等の対応をしましょう。

○愛犬・愛猫ともに繁殖予定がない場合は不妊去勢措置を行い、終生飼養をしましょう。

その他に、飼う気がないのに野良犬や野良猫に餌を与えるなどの行為は行わないでください。結果的に犬や猫をより不幸にしてしまいます。

問合せ 生活環境課（内線 243）